

敷設してあるしいらづけ漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。

2 指示の有効期間

平成15年8月22日から平成17年8月21日までとする。

---

**天草不知火海区漁業調整委員会指示第118号**

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年7月23日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について次のとおり操業を禁止する。

1 操業禁止区域

牛深市牛深町大島灯台から真方位354度、4300メートルの地点を中心として半径50メートルの線によって囲まれた区域

2 操業禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

3 指示の有効期間

平成15年8月22日から平成17年8月21日までとする。

